

令和7年3月10日

令和6年度鳴門市民間提案制度（第2弾）募集にかかる質疑回答について  
（1回目）

標記の件について、下記のとおり回答いたします。

質問事項	回答
① 施設の賃貸借後、内部改修を自費（法人負担）で実施することは可能か？	① 提案事業を実施する上で必要な場合は、内部改修を自費で実施することは可能です。なお、改修前に市の承諾を得ることなど、詳細は契約書において定めることとなります。
② 初期投資をするため、今後、20年位（長期的な使用を希望）賃貸借することは可能か？	② 本提案制度は、普通財産である建物の貸付にあたるため、鳴門市公有財産管理規則に基づき10年が貸付期間の上限となります。（更新も可能）
③ 賃貸借後、たとえば雨漏りや自然災害などで損害が生じた場合、提案者が建物の修理をするのか？市の協力もあるのか？	③ 発生した状況により、市が対応する場合があります。例えば、建物の老朽化による雨漏りの場合については、貸し主である市が対応することとなります。